

令和4年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年5月6日（金）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一	推16	園田 勝義
推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6	縄田 伊知郎	推12	高本 昌揮	推14	東 直幸	推15	大家 泉
----	--------	-----	-------	-----	------	-----	------

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	柴尾いくみ	会計年度任用職員	平本 和大		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
第23号 農用地利用集積計画の決定について
第24号 空き家に付随する農地の指定について

報 告

第12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第13号 農地の形状変更届出について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから、開会いたします。

本日は農業委員19名のうち、5番、坂本委員が5分ほど遅れるということでございましたので、現時点では農業委員18名の御出席、農地利用最適化推進委員19名の推進委員の皆様の中で、推進委員3番、田中正通推進委員が遅れの連絡、推進委員12番、高本昌揮推進委員、推進委員14番の東直幸推進委員、同じく推進委員15番の大家泉推進委員のほうから欠席の届出があっておりますので、農地利用最適化推進委員19名のうち、遅れられる委員さんを入れまして、現時点15人の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

本日は、ゴールデンウィークも途中なんですかね、まだなんですかね、終わったあとなんですかね、そういう総会ということで御出席をいただきましてありがとうございます。

まずは、コロナですけれども、大分落ち着いてきましたが、まだまだかなりの方が感染をしているようです。このゴールデンウィークが過ぎて、コロナの感染も落ち着いてくれればなあというふうには思っております。それと皆さん、5月になりました、これから農家にとっては種蒔きだったり田植えだったり、様々な仕事が忙しい時期に入ってきます。例年よりですね、なんか予報によると気温も高くなるようなそういう予報も出ていますので、コロナはもちろんですけれども、熱中症とかそういうのに気をつけて、仕事のほうに頑張っていただければなと思います。

私もこういう挨拶するときですね、何かそういうときにネタはないかなあと思っ
ていろいろ考えていると、農業新聞もかなり勉強になりました。その中で一つちょっと4月15日の農業新聞にちょっと記事がありましたので御紹介しようかなと思います。

5条関係で、玉名市にもありましたけど違反転用の件数がありますね、何件かです
ね、そういう中でですね、農水省が規制改革会議かな、そういう昨年度の全国の
違反転用のことをちょっと報告したという記事が載っていました。違反転用をした
7割の人が個人だそうです。あと残りが法人ということです。違反転用の7割が農

業者以外の人たちが今は違反転用をしているというようなことです。何で違反転用が見つかったかという、一つは、ほかの許可申請がいろいろありますよね、そういう中で見つかったのが約30%だそうです、全国的に。それから、農業委員さんたちが農地パトロールをしますけれども、それで19%、普通は農業委員さんの日常の活動の中で見つかったのが17%というようなことが載っていました。全体的には4割が農業委員さんが、農業委員会関係で見つかっているというようなことです。

昨年度にですね、そういう違反があった是正措置をとられた件数が5,233件だそうです。そのうち93%は追認ということで追認許可をしたというのが載っていました。追認する許可をするときですね、始末書、玉名市も始末書をとっていますけれども、始末書をとっている農業委員会、全国の8割、あとの2割は始末書をとらずそのまま追認しているんです。というようなことでありますけれども、8割のところが始末書をとっているというような話、記事が載っていました。

農水省は、今後関係省庁や団体とですね、農業者以外の方にも周知活動をするというようなこと、それから、追認する許可をですね、そういうルールをですね、明確化しようかなという記事が載っていましたので、ちょっと御紹介をしておきます。そういうことでちょっと挨拶に代えたいと思います。

本日は、これから議事のほうに入りますけれども、よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事のほうに入りたいと思います。

本日は、議第20号から24号まで133件の議案審議、それから第12号から13号まで66件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議のほうをよろしく願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号4番の岡田正治委員、それから5番の坂本正敏委員をお願いしたいと思います。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員さんのみで挙手をお願いしたいと思います。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は13件です。

それでは、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、横島町と岩崎の申請人で、滑石の田1,064㎡外4筆、計3,178㎡を労力不足と相手方の要望により甥へ贈与するものです。報告第12号61番と関連しております。

2番、滑石の申請人で、滑石の田1,168㎡外1筆、計2,303㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借契約を設定するものです。報告第12号63番と関連しております。

3番、福岡県糸島市と滑石の申請人で、滑石の田963㎡を農業廃止と隣接地取得のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、伊倉北方と玉名郡玉東町の申請人で、川島の田246㎡外2筆、計2,406㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、下と安楽寺の申請人で、下の田2,881㎡を農業廃止と規模拡大のために売買するものです。

6番、津留の申請人で、津留の畑866㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

7番、宇城市と玉名の申請人で、溝上の田2,102㎡外1筆、計4,496㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借契約を設定するものです。

8番、宇城市と溝上の申請人で、溝上の田3,357㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借契約を設定するものです。

3ページをお願いいたします。

9番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田72㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,044㎡を規模縮小と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。

11番、玉名郡和水町と横島町の申請人で、三ツ川の畑6,769㎡を耕作不能と規模拡大のため売買するものです。

12番、天水町の申請人で、天水町尾田の樹園地5,591㎡を経営移譲による農業者年金受給のため使用貸借するものです。

13番、横島町と天水町の申請人で、天水町立花の畑398㎡を労力不足と規模

拡大のため売買するものです。

以上、13件、合計35,324㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断して御提案しております。

去る4月27日及び28日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。それと連続して説明される場合は続けてお願いしたいと思います。

では1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足であり、譲受人の甥に贈与、下限面積は満たしており、許可相当と判断します。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして2番をお願いします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

耕作者はサラリーマンをしながら稲作に取り組んでおり、農地の下限面積もクリアしており、何ら問題はないかと思ひます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

それでは続きまして、3番をお願いします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。3番の議案について御説明します。

農地面積が963㎡、譲渡人は遠方在住で労力不足のため、兼業農業者で申請地に隣接する農地を所有する譲受人に売買するものとし、下限面積も満たしており、許可相当とし、何ら問題ないと思ひれます。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。4番について御説明いたします。

この4番の案件については、川島の田んぼ、伊倉北方の畑ということで、私のほ

うではこの川島の田についての報告をさせていただきます。

譲渡人は高齢による労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、下限面積も確保されており、問題ないという判断がされますが、現地調査をしました結果ですね、この隣接には8筆の田がありまして、現在は豊水の法人の方がこの畦をはらって一枚もんで耕作をされているということで、現地調査を行うまではこれは境が全然つかめない。畦もはらってどこまでかもわからないということで、現状の段階では保留の形にしかならないんじゃないかということで判断をいたしました。

そういうことで御報告いたします。

畑のほうを田端委員のほうから御説明をお願いします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件のうち畑のほうを説明します。

申請農地は伊倉の凸版印刷の東側約200mくらいのところにある畑作地1,892㎡です。隣接地はですね、竹林化しており、管理不足がちょっと見受けられましたが、譲渡人は高齢で後継者がなく、甥にあたる譲受人に売買するものです。特に問題はないと思いますが、この田んぼと畑をですね、売買しますが、ここに書いてありますけれども、甥にやるという形なので売買は2万円という形で、一応田んぼのほうも保留案件になりますので、一応今回は両方一緒に議案があがっていますので、一緒に畑のほうも保留案件という形でみたいと思います。

審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番、6番を同じ委員さんなのでよろしくをお願いします。

○推7番（船津和利君） 5番、6番の2件について説明いたします。推進委員番号7番の船津です。

5番につきまして、譲渡人は農業廃止、譲受人は規模拡大で、下限面積も満たしており何ら問題ないと思います。

6番の案件について、これも譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、下限面積も満たしており何ら問題ないと思います。

2件、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。7番の案件について説明します。

貸人は遠方で労力不足です。借人は相手方の要望で、兼業農家で規模拡大です。下限面積が今回の使用面積で5反以上になりますので、御審議よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いします。

○推8番（上田龍介君） 推進委員8番の上田です。8番の案件について御説明いたします。

この8番も7番と同じ方がこの農地の持ち主でございます。同様に労力不足のため近隣で農業をされている方に5年契約で賃貸借権を設定をされるということでございます。借人につきましては、5反要件もクリアしておりますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。9番の案件について説明します。

申請地は岱明町大野下田端348番です。面積は72㎡です。譲渡人は労力不足と、申請人の両側は田んぼで、機械が入るようなところではないところです。譲受人は申請地横で田を作付けしており、譲渡人のほうからの要望で取得するとのことです。譲受人は下限面積も満たしており、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、10番をお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。10番の案件について説明いたします。

貸人は経営縮小、借人は規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、11番をお願いします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番、境です。

申請農地の譲渡人は高齢で、労力不足ため兼業農業者で申請地に隣接する農地を所有する譲受人に売買する案件ですが、現地調査の結果、申請農地のほうに別の筆が存在するため、今回は審査保留が妥当だと思われませんが、御審議よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、12番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。12番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係で、農業者年金受給のため親子間の契約を結ぶものです。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、13番をお願いします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。13番の案件について説明します。

譲渡人は教職を退職後も隣接地に迷惑をかけないように耕作を続けてきましたが、高齢で農業従事が厳しくなり、近隣農地を耕作する譲受人に売買するもので、下限面積要件も満たしており、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、それから御質問はございませんでしょうか。

○6番（土田健一君） 農業委員6番、土田ですけれども、4番の案件についてちょっと説明不足のところがありましたので追加をさせていただきます。

現地調査をしたときにですね、まずこの田の小作の状況がですね、不明で、多分ヤミ小作の状況じゃないかということですね、たまたま私、地元で今、作付けをされておる方に連絡を取りまして、現地に来てもらって確認をしてもらったような状況です。場所は旧JAの豊水支所の南側の圃場整備をされていない部分の田になります。そういうことで併せてちょっと補足をいたしておきます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ほかに皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第20号農地法第3条の規定による許可申請13件ありますけれども、11件につきましては原案のとおり許可をし、残り2件については、委員のほうから4番と11番については保留すると、境界がちょっとはつきりしていないので保留するというものであります。そういうことで2件については保留案件とすることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。それでは採決の結果、異議なしと認め、議第20号につきましては、11件の議案を許可して2件を保留することに決定いたしました。

続きまして、議第20号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

この21号には始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局のほうで始末書を読み上げます。

まず事務局説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案書の4ページをお願いいたします。

議第21号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年5月6日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が滑石の田88㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。報告第22号3番と関連しております。

以上、1件、計88㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る4月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） では事務局のほうの説明が終わりましたので、始末書のほうを読み上げてください。

○事務局次長（宮本真由美君） — 21番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

○4番（岡田正治君） 農業委員4番岡田です。昭和56年ですか、境を確認せず農業用倉庫を建てられております。今回、隣に息子さんが住宅が狭くなったと、同居されておりますけれども、ちょっと手狭となったということで、隣に新居を建てられます。そのときにこの件が発覚いたしまして、88㎡の分筆をいたしまして、転用されて申請をされております。詫び状も出ておりますし、御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第21号農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり許可する

ことに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第21号については許可することに決定いたしました。

次に、議第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は11件です。また、議第22号には受付番号3番、4番及び11番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第22号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑364㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が中尾の畑948㎡で、転用目的は宅地分譲(4区画)です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が滑石の田439㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いします。

4番、申請物件が滑石の田395㎡で、転用目的は資材置場、作業スペースです。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が大浜町の田421㎡で、転用目的は個人住宅です。申請地は農振区域であり、現在農振除外の公告縦覧中で、除外後の農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が安楽寺の田546㎡で、転用目的は駐車場拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が山部田の田847㎡外1筆、計919㎡で、転用目的は臨時駐車場及び案内所です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

8番、申請物件が岱明町下前原の畑840㎡で、転用目的は共同住宅（8戸）です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

9番、申請物件が岱明町山下の畑461㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町鍋の田324㎡で、転用目的は車両置場（8台分）です。申請地は農振区域であり、現在農振除外の公告縦覧中で、除外後の農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

11番、申請物件が天水町立花の田517㎡外1筆、計964㎡で、転用目的は従業員駐車場、農業用倉庫及び車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上11件、合計6,621㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る4月27日及び28日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、まずは1番と2番につきまして、委員の説明をお願いしたいと思います。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について御説明します。

申請地は玉名バイパス100mのところにあります。現在の居住地から200mほどの距離であり、土地を探していた方に最も優良な土地であります。転用面積は364㎡、個人住宅を建築、境に土波、片方は土留めブロック、土砂流出、砂利流

出を防止する。給水、井戸を掘って水源を確保します。排水浸透柵を使い表面浸透、汚水は公共下水道を連結させて排水、周辺地に被害が及んだ場合、申請者が責任を持って対応するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は、中学校から500mのところにあります。申請は4区画の宅地分譲です。転用面積が948㎡、宅地分譲（4区画）、給水は市上水、雨水は地下浸透、生活雑排水、市道下水道に接続、市道側をL字ブロックで土留め、被害が生じた場合、転用者が自己の責任を持って対応するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次の3番につきましては始末書が添付されておりますので、事務局のほうから読み上げをよろしくお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 3番につきましては始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いしたいと思います。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

場所は滑石の神社より250mほど西へ行った付近にあります。実家の東隣に家を建てるということです。事業面積439㎡、木造平屋建て129.8㎡となっております。北側、東側、南側三方が排水溝に囲まれており、盛土をして三方をL字擁壁で強度を保つということでした。給水は上水道を使用し、雨水、生活雑排水、汚水等は自然排水及び合併浄化槽で処理するという事です。隣接地への土砂の流出には万全を期し、被害が生じた場合は、転用者により自己責任において対処するという事でした。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号4番につきましても始末書が提出されておりました、事務局のほうで読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま、受付番号4番の始末書が読み上げられましたので、受付番号4番から10番まで順に委員の説明をお願いしたいと思います。連続して説明される場合は続けてお願ひいたします。

それでは4番をお願いします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。4番の議案について説明します。

場所は滑石小学校から200mほど行ったところに、面積が395㎡あり、譲渡人の息子が以前家を建てる計画だったが、その計画がなくなり、長年物置としての活用もされてなく、今回親戚で海苔養殖業を営んでいる譲受人が資材置場として購入すること。隣接する農地はなく、北側に譲受人の自宅、東、南側は道路、西側は用水となっており、ほかに迷惑はかからないと思われます。

しかし、先月27日の現地調査の際、既に再生砕石が敷かれ許可相当はいえず保留案件として帰りました。その後すぐに砕石をはつり原状復帰を行い、もう一度調査を行ったところ、再生砕石の除去を確認しました。譲受人も深く反省し、早急に工事を行い、悪質性はないものとし、許可相当と思われます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。5番の案件について説明する前に、この公告縦覧中というものをなんかちょっと農業委員会はわかるんですけど、いまひとつつかめていないので、事務局に説明していただければありがたいんですけど、これ去年の3月の議事録を拝見してみたところ、なんか同じような案件が出ていまして、いろんな議論があったように見受けられますので、よろしくお願ひします。できますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） では説明のほうをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です

こちらの申請地は農振除外の申請を1年ほど前から準備をされていたということですが、農振除外の申請がなされて農振除外が手続きが進んでいますよと公告をしてあるところです。この5月中には、中旬から下旬にかけては最終的な許可が下りるだろうということで、この農地法の5条の申請が通った場合でもですね、一旦こちらの農振除外の申請の許可が下りたあとに許可証発行するという手順になっております。ですので、この除外後の1種農地というのは、今は農振農用地ですけども、除外があったあとは第1種農地として考えますということになりますので、そういう書き方になっております。以上です。

○5番（坂本正敏君） ありがとうございます。

一応私も説明文書は書いてはきておりますが、わかりやすかったです。ありがとうございます。

転用目的は個人住宅です。場所はちょっと説明がしにくいのですが、大まかに言うと、大浜町で有明海側ですね、東へ100m行ったところの横島干拓の境にある旧堤防付近です。転用面積は421㎡で、そのうち131.49㎡が建築面積で

す。軽量鉄骨造り瓦葺き平屋建てです。給水計画は市上水道に接続し、雨水は雨水管を通して排水路に流します。生活排水は合併浄化槽を設置し、処理後排水路に流すそうです。造成中土砂の流出、堆積、崩壊がないように十分配慮し、農地との境にはブロック堰を設置しますが、万一工事によって迷惑をかけた場合は、転用者が一切の責任を負うそうです。

現地調査した結果、何も問題はなく許可相当だと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番、7番は同じ委員さんなので続けてお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。6番の案件について説明いたします。

転用目的は駐車場拡張ということで、法人の駐車場が不足しているため、最も近くに安全に出入庫できる場所として申請しておられます。現在は40台ほど確保できておりますけど、従業員数に対し不足しており、今回のことであと20台ほど駐車スペースを確保できるようになると考えておられます。事業面積は546㎡、給排水については何もありません。雨水等についてはですね、南側の角の水路に流すようになっており、現地確認しましたところそのようになっております。生活雑排水、汚水はないということで、造成はアスファルトで固めるため、土砂による流出はないと思われます。何か被害があれば転用者が責任持って対応するということです。

7番について説明いたします。

この案件についてはですね、一時転用でなっておりましたけれども、期間が切れましたので再度臨時駐車場として申請なされたということです。この土地についてはですね、大河ドラマのいだてん放送に伴い、金栗四三翁氏の住家等に近いところから来訪者の駐車場に適しているためです。そのことについて多くの来訪者があり、車両駐車場をつくる必要があるためです。転用後の面積は919㎡、砂利敷きして駐車場として20台、テント1張り、給排水はなし、雨水については自然浸透、生活雑排水、汚水は発生しない。被害防除計画につきましては、北側の土地につきましては、里道が隣接しているが、L型擁壁が設置してあり、被害の恐れはないと。そのほか特にないということで一応現地確認にて確認しております。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。8番の案件について説明します。

申請地は、県立高校の校舎南側にあたる休耕地です。申請地周辺は宅地で、南側、北側は道路です。転用面積は840㎡で、共同住宅、木造2階建て1棟8世帯、236.3㎡、駐車場15台分を設定する計画です。隣接地境界はブロック等で囲み、土砂の流出を防ぐということです。給排水については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、アスファルト舗装により集水し、道路側側溝へ放流するとのことです。万が一問題が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。9番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は、市の岱明支所より南へ350mから400mぐらいのところになります。建物は木造の平屋の1戸建てです。それで東側と南側は住宅があり、西側は市道があります。北側には1mほど高い畑で、ここを登れば平地です。地盛りしないでバラスを敷いて、住宅駐車場2台分を計画されております。給水については、市の上水道、また生活雑排水、汚水は市の下水道に接続されます。雨水については、浸透柵を設置し地下浸透処理を行われます。西側の道路沿いには、市道後退用地、ちょっと道幅が狭いのでセットバックを計画されております。

現地調査しましたが、問題ないものと思います。付け加えますと、1mほど高いところは、もし建設中とかそういうときによその畑の土地から下りてくるもんだから、防除するぐらいのブロックとか、そういうのはなされるようには言われておりました。どのぐらいの防除されるかわかりませんが、隣とよく話し合って検討していきたいということでした。

審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。10番の案件について説明します。

所在地は岱明町鍋外牟田、転用目的は販売用車両置場8台分です。地目は田です。面積は324㎡、中古車販売車両置場8台分、130㎡です。通路及び転回スペースとして225㎡をとっておられます。給排水計画、給水はありません。排水は、雨水処理敷地内で雨水柵を設け用水路に流すということです。生活雑排水は発生し

ません。被害防除計画、造成工事によって土砂の流出が発生しないように、境界にブロック積んで2段か3段の土留めブロックを設けます。万が一周辺の農地に被害が発生したときは、申請者が責任を持って解決するとのことです。

現地調査の結果、問題なく、許可相当と思われます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

それでは、次の11番につきましては、始末書が出されておりますので、事務局のほうで読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 11番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま11番の始末書を読み上げましたので、委員の説明をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北に約600mで、バス路線に沿い住宅が建ち並び、申請人の経営する会社にも隣接する場所です。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、申請地は埋め立てられ、その面積の半分程度は既に舗装して従業員駐車場およそ15台分として利用されています。転用面積は964㎡で、コンクリート舗装分はそのまま従業員駐車場として利用し、その奥に農業用資材倉庫と車庫112.5㎡を建てる計画です。給排水の計画については、給水や生活雑排水は特になく、雨水については自然浸透及び西側の隣接側溝に流すとのことでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、既に無断転用されている用地もありますが、隣接住民への迷惑もかけておらず、本案件は許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

5条申請につきましては委員の説明が終わりまりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、「すみません」と呼ぶ者ありはい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

今回、特に始末書の添付が多いように見受けられ、その原因としてですね、地目の項目が台帳と現況で二つに分かれているでしょう。これをなんか、例えば片一方は台帳を見ると田、現状は雑種地になっているでしょう。やっぱりそういうことで、なんかここは田んぼじゃなかけんよかつかなあとか、勘違いされてそのようになっ

ているのかなあと思いますのでですね、このへんを台帳と現況をなくして、なくしてというか、一本化にはできんとですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

ただいまの御質問ですけど、地目が台帳表記の現況表記、これは台帳表記のほう
が文字通り法務局の地目と統一された地目であり、現況というのは実際現状、見た
ところの現状地目と表示しておりますけど、今の坂本委員お尋ねの一本化できない
ものかということにつきましては、これはどうしても課税というのが発生していき
ます。ですので、そのような観点から、現況主義というの必要な部分もございま
す。ですので、これは一本化は、結論から先に言いますとちょっとできないという
ところであります。

○5番（坂本正敏君） じゃあ課税されるのは台帳ですか、現況で課税されるんですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

現況での課税を現況でということになります。

○5番（坂本正敏君） 現況ですね、はい、いいです。

○議長（下川 安君） よございますか。

○5番（坂本正敏君） はい。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決のほうに移りたいと思います。

議第22号農地法第5条の規定による許可申請11件につきまして、原案どおり
許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第22号につきましては、許可することに決定
いたしました。

次に、議第23号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請
件数は107件です。

では事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。8ページをお願いいたします。

議第22号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4
年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページの総括表、11ページから20ページまでの集計表のと
おり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が8件、14,208㎡、利用権設定が86件、322,452㎡、合計94件、336,660㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものとしており、なお、今回の16ページにあります71番の所有権移転ですけど、譲渡人の方が亡くられておりますので、この71番というのは欠番扱いとし、今回ただいま申しあげました合計の面積からは除外を既にされております。ただ議案上ここに記載されております譲渡人が亡くられているということで、欠番扱いとさせていただくことをお知らせいたします。

以上の各要件を欠番とすることを含めて、各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

中間管理機構に中に入ってもらおう案件と、それから、やはり私たち農業委員が管理する案件があって、中間管理機構はうんとたくさん契約をしなきゃいけないというのに、これを見ると合計を見ると、やはりずいぶんまだ少ないですね。私たちがする農業委員のほうの基盤強化法で契約するのが本当面積的にも多いし、この中間管理機構を利用するのは、例えばですよ、84番の分それは、最初に中間管理機構にまず土地を貸しますよね。そして、それから中間管理機構が、この人はどこに、96番の農事組合の法人、伊倉が入ってしなさったですよ。中に中間管理機構が入るシステムといいますかね、そういうのは農業法人だったり、労働組合のほうだったり、そういう大きな組織が入るのかな。それとも個人個人でも入る場合もここにあるんですけど、その違いといいますかね、基盤強化法ですのと中間管理機構が入るのはどういう違いがあるのかな、それを聞きたいと思います。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

中間管理機構が介入するというところに、何らかの利点というものが、今現在は、私の今現在でどのぐらいの、変化しているかもしれませんが、ずいぶんと以前は、どうしても出し手、受け手、受け手のほうですよ、のほうにやっぱり補助行政があったものという時期もありました。今現在正確にはちょっといろいろと規定の変更とかあっている模様でございますが、考えることの一つとして、基盤で貸し借りするのもですね、しっかりと契約期間があってゆるぎないものが本当はもちろんあります。中間管理機構が判断しとるけんよかということでも、基盤強化促進法もですね、農業委員会を通してですね、出してありますので問題はないんですけど、一

つ考えられるのは、今、先ほど申しましたように、やっぱり補助体制のほうが少し良かったんじゃないかというのが考えられております。以上です。

○8番（本田多美子君） 補助体制といいますと、中間管理機構を通じたほうが良かったということですね。

○事務局長（小山 博君） そのようなことが考えられると思います。

○8番（本田多美子君） 今はそれはないんですか。

○事務局長（小山 博君） 今現在、ちょっと正確には把握しておりませんが、以前ほどではないふうにはちょっとお聞きしております。この制度が始まったころですね。

○5番（坂本正敏君） 集落には来るけど個人には来ない。

○8番（本田多美子君） すみません何べんも、この84番の方は、17ページのこの方は、中間管理機構にまずされていますよね。そういうときは個人が希望してそうされるんですか。そして、それをまた中間管理機構が仲立ちをして、伊倉の農事法人に委託されているので、個人がその中間管理機構に出されるんですか農地を。

○議長（下川 安君） 多分ですね、その方がどこかに貸したいというときにですね、じゃあ法人に貸そうというときに、法的にはですね、中間管理機構にあげてください本人さんに言いなっとですね、ちょっと本人さんが中間管理機構にあげてもらって、伊倉のほうに、だから、伊倉の法人の中で、その中で法人さんがいらっしゃるでしょう。その方に作ってもらいよると、その構成員が法人になったりする場合がありますね、だけんその本人さんにあげてください、中間管理機構にあげて、それから伊倉の法人におろして、伊倉の法人がその構成員に配分、なんかそういうやり方だと思うんですけどね、それが多いいと思います。

○8番（本田多美子君） なにしろ個人がその中間管理機構を利用するというのが現在ないでしょう。中間管理機構から積極的なそういう働きかけがあるならと思うが、何もないのに個人が中間管理機構を使うということはないと思うんですよ。わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） 今、国会でですね、このあいだ農業経営基盤強化促進本年度であるでしょう、基盤の一部が改正されておりますというのがあっているんですけども、今、農地バンクとか中間管理機構もですね、農地利用集積促進計画というのをつくりよなっとですよ。農地バンクのほうもですね。

それともう一つは、この農業経営基盤法の計画、これは市町村が作りますとですね、将来的にはですね、この利用計画をですね、中間管理機構のほうもですね、促進計画に一本化しようというのが、施行されるのがこの法案で可決されると思うんですよ。そしたらだんだんそっちのほうに、だけんこの基盤強化法のこの計画は

なくなるかもしれないというような話も聞いております。だけん、それでみんな中間管理機構にあげてください。で、県から下ろしてもらって、認定農家さんもそういう形にこれからなるかもしれません。今、認定農家は基盤強化法で、これで賃借とかそういうのをしよるんでしょ。ばってんが今あんまり、中間管理機構から下ろしてもらっている認定農家さんもあんまりいないと思うんですよね。だけん将来的にはそういう形で、中間管理機構から認定農家に下ろすとか、そういう形に持っていかれるかもしれないなと思っていますけどね。だけんその法律がそうなったら、なんかそういうふうになるかもしれませんでこの間説明会があつたばってんが、それだけ計画が出来るような人間がおるとだろろうか、農地バンクに計画されるような人材というか、それだけの職員がおらんとじゃなかろうかと。いろんな問題があるみたいです。という状況でございます。

○議長（下川 安君） ほかに何かございますでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第23号農用地利用集積計画の決定、107件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第23号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第24号空き家に付随する農地の指定についてを議題といたします。件数は1件です。

では事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。21ページをお願いいたします。

議第24号空き家に付随する農地指定申請について。農地法第3条第2項第5号に規定する空き家に付随する農地指定申請について別段の面積を設定し指定するものとする。令和4年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、熊本市西区の申請人で、天水町小天の畑296㎡を空き家に付随する農地としての指定を申請するものです。

以上1件、296㎡につきまして申請理由をもとに審査した結果、不都合のないものとして御提案しております。去る4月28日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、委員の説明をお願いいたします。

1番をお願いします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。

空き家に付随する農地について申請がありまして、28日に現地確認を行いました。現地は三方が住宅に囲まれ、一方は畦道の小さな道で、空き家に付随する農地指定の申請に何ら問題はないと確認してきました。

以上、終わります。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

空き家に付随する農地について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ中島委員。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島ですけど、この空き家付随という言葉が離れる可能性という先のこと、例えば家を買ってそれを付随しとったか農地がきたとなつて、そして、じゃあ家が古いから壊して農地だけ残ると、いろんな条件が、1カ月、2カ月じゃないけど1、2年で起こる可能性もあるし、面積もこの前ちょっと勉強会したときの面積で、じゃあ農地を持たない人が、可能性もそういうのも少しずつ出てくる可能性もあるし、この空き家に付随ていうその農地が、住んでいる間はとか、そういうことも少し頭の中に入れて対応するほうが、次の問題が起きないようにとも、話のときどきでもこういうことを審議じゃないけど、こういう良い案があるよとか、そういうことを進めていかないと、問題が起きたからじゃあ始末書にだんだんまた、かなて思います。以上です。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。

初めて今回この空き家に付随する農地ということで指定の申請が出ましたけれども、今回のこの空き家と農地については、まだ買いたい方が現れている状況ではないです。このあと空き家と空き家に付随する農地がこちらになりますということ報告して、それを見た方が、ああ、やっぱり一緒に買いたい、または借りたいという方がいらしたとします。空き家バンクに登録する空き家に付随する農地ということで、どの空き家にも付随する農地を認めますということではありませんので、玉名市の空き家バンク制度を使って登録した空き家が、このここに付随する農地と空き家になるんですけども、この空き家バンク制度の中では、大抵5年間は住んでくださいというしほりがありますので、この農地も空き家を借りる人、買う人、が農地を借りてください、買ってくださいということで、売買の場合には最低5年間は耕作をしてください、貸借の場合には、契約期間はちゃんと耕作をしてくださいということになります。買う方は3条申請を今後出された場合には、下限面積に関係なく購入ができることになります。

○議長（下川 安君） よろしいでしょうか。ほかに何か御質問はございませんか。
(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決をしたいと思います。

議第24号空き家に付随する農地の指定について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第24号につきましては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

次に、報告に移ります。

報告第12号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。報告第13号農地の形状変更届についての2件を事務局より報告します。

よろしく申し上げます。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。22ページをお願いいたします。

報告第12号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、22ページから35ページまでの63件、合計191,042㎡の解約通知を受理しております。

36ページをお願いします。

報告第13号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年5月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回3件、1,493㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

これで本日本日の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きその他に移りたいと思いますが、皆様から何かございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 何度もすみません、農業委員5番、坂本です。

先日ですね、農地の売買について近所の方から相談がありまして、相場というの

がありまして、それより以下、例えば、横島干拓の話ですけどね、なんか横島干拓では幾ら以上で買ってくれとか、そういう決まり事があるのかなあて尋ねられてですね、実際私がですね、5、6年前、秋田の大潟村ですか、昔の八郎潟をですね、水を抜いて干拓したところがあって、そこではですね、大潟村内では100万円以内では売らないように取決めがあったというふうに聞きました。そういうのが横島干拓にもあるのかなあと思ひましてお尋ねしておりますが、ちょうど大家さんがきょう欠席なんでですね、ちょっと大家さんにお聞きしたかったんですが、皆さんそういうことをお聞きしたことはありますか。

○議長（下川 安君） 皆さん方いらっしゃいますでしょうか。

○推16番（園田勝義君） 推進委員16番の園田です。

今、相場面積金額というのは、ある程度の相場というのは出ていると思います。例えば、反80万円とか、そういう取決めというのは今のところありません。相場みたいな感じです。

○5番（坂本正敏君） ぶっちゃけ親戚の方で、なんか安くても買えるんじゃないかなあということを本人が申しておりまして、私もちょっと知恵つけてですね、贈与してもらったんですよ。贈与してもらってから内緒でお金を払ったんで・・・そういうことを言うと農業委員も手のかからんけんよかばってんから、そがんいうけどちょっといけないことだったんですかね。

定価ていうとは、売り手と買い手の合意したところが定価だけんな。はい、わかりました。そのように報告しておきます。

○議長（下川 安君） 昔はなんか農業委員会で決めてたみたいですけど、今はもうないんですよ、だけん農業委員さんは知つとられると思うんですけども、このぐらいかなあて、ここはどのぐらいかなあて見て、ああ、このぐらいじゃなかですかねえていうのは大体答えますよね、そういうやり方しか今はないと思いますよね。

○議長（下川 安君） ほかに何かその他ございますでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） なければ、これをもちまして令和4年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なる御審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年5月6日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 岡田 正治

農 業 委 員 坂本 正敏